政策的随意契約による物品の調達について(契約後公告)

福井県生活学習館「要覧2021」印刷について、地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、福井県財務規則(昭和39年福井県 規則第11号)第165条第2項第2号の規定により公告する。

令和3年4月20日

福井県生活学習館長 穴吹 好子

記

- 1 契約の内容
 - (1)契約名称 福井県生活学習館「要覧2021」印刷
 - (2)物品内容 福井県生活学習館「要覧2021」 600部
 - (3)履行期間 令和3年4月21日から令和3年6月15日まで
 - (4) 担当課および履行箇所

福井県生活学習館 生涯学習推進課 電話 0776-41-4206 福井市下六条町14-1

- (5) 契約金額 198,000円
- 契約の相手方 鯖江市御幸町3丁目8-4 社会福祉法人 福授園 福授園鳥羽事業所 理事長 石川 治樹
- 3 契約年月日令和3年4月20日
- 4 契約の相手方を決定した理由 契約の相手方の選定基準に該当し、提出された見積金額が予定価格の制限の範囲内で適 正な価格であったため。
- 5 担当課

住 所:福井市下六条町14-1

所 属:福井県生活学習館 生涯学習推進課

連絡先:0776-41-4206